

総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第38号

総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年総社市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 附則第7項の改正（「第23条」を「第21条」に改める部分に限る。）及び附則第19項の改正（「保険料」を「保険税」に改める部分に限る。）</u> 公布の日</p> <p><u>(2) 附則第18項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）</u> 平成28年1月1日</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、<u>附則第7項の改正（「第23条」を「第21条」に改める部分に限る。）及び附則第19項の改正（「保険料」を「保険税」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。